

## 公益財団法人多摩市文化振興財団所蔵写真資料の利用方法について

公益財団法人多摩市文化振興財団の所蔵資料を研究や出版などのために利用を希望する個人・団体は、下記の手続き・利用条件をご理解の上、ご申請ください。

### 1.複写利用可能な所蔵写真資料について

- ・公益財団法人多摩市文化振興財団（以下「財団」という）が所蔵する写真資料のうち、撮影・複写したデジタルデータのうち、下記に該当するもの。

※資料保存上の理由により、フィルム原版の貸し出しは行いません。

- ①パルテノン多摩歴史ミュージアム常設展示室の写真データベース掲載の資料
- ②財団が過去の出版物等に掲載した所蔵写真資料

### 2.利用方法

- ・デジタルデータの利用（CD-R/DVD-Rなどのメディアにて提供）
  - ※メール・オンラインストレージサービスなどを通じた提供は行いません。
- ・過去に利用許可を受けたデジタルデータの再利用
- ・出版物からの転載、転写

### 3.利用目的

出版・映像・展示・調査研究を目的とするもので、次のいずれにも該当しないこと。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
- ・政治及び宗教活動に係るもの。
- ・公の秩序又は善良な風俗に反するもの。
- ・特定個人・法人の権利を著しく阻害する恐れがあるもの。
- ・当財団が妥当でないと認めるもの。

※上記に該当しないものでも、過去に本規則に定める諸条件（利用条件・利用料金・成果物の提出など）への違反があった個人・団体・機関からの申請については、利用を許可しない場合があります。

### 4.申請手続きについて

- ・「写真資料利用申請書」と返信先を記入した封筒（CD-R・DVD-Rが入る大きさの物）を郵送または来館の上、提出すること。

【送付先】〒206-0033東京都多摩市落合2-35公益財団法人多摩市文化振興財団事業課  
学芸担当宛

※申請書及び諸料金を受理してから、内容を確認し、利用許可書・データが用意

できるまで、郵送にかかる日数を除き、一週間程度かかります。年末年始及び休館日・臨時休館などにより、さらにお時間をいただく場合もありますので、申請は十分余裕をもって行ってください。

## 5.利用点数について

- ・1回の申請につき、10点を上限とする。  
※同一目的のために複数回に分けて申請することはできません。

## 6.利用申請者について

- ・利用によって生じた事件、問題について全ての責任は利用申請者が負うものとする。
- ・団体、機関による事業で利用する場合、利用申請者は代表者とし、公印・代表印を押印すること。また担当者の部署、氏名、連絡先を併記すること。  
※ただし、学術雑誌や学術書籍への寄稿や講演会・講義など、主催する団体・機関から個人が委託をうけて行う事業での利用については、個人名での申請を可とする。

## 7.利用条件

- ・利用許可は申請された目的、期間に対する使用1回に限り有効とする。
- ・再度利用する場合は、再利用の手続きを行うこと。
- ・再複製、第三者への提供などの二次利用は禁止とする。
- ・利用する場合は、次のように財団所蔵の旨を明記すること（出所の明示）。
  - ①出版物の場合、写真の近く又は写真のキャプション中に記載すること。別ページに記載する場合は、番号を付すなど写真と照合が可能な形式とすること。
  - ②映像の場合には、同一画面に明示すること。
  - ③WEBサイトの場合、画像内に明示すること。

## 8.利用料金

- ・複製作成手数料※免除規定あり  
1点につき2000円  
※申請者が財団刊行物等から複製を作成する場合は不要です。お支払いいただいた料金は、利用を中止した場合でも返却できません。
- ・メディア代（CD-RまたはDVD-R）  
1回の申請につき150円  
※メディアをお持ち込み・送付いただいた場合、再利用申請の場合は不要です。
- ・郵送代  
180円（日本郵便・150g以下切手代）  
※再利用申請は80円（日本郵便・25g以下切手代）。書留・速達を希望される場合、

実費分を加算。本利用規則の施行後、郵送料金に改定があった場合は上記（）内の条件に該当する金額とする。

・支払い方法

現金払い又は銀行振り込み（先払い）

※請求書決済（後払い）には対応できません。発送は料金の受領確認後となります。

## 9.免除規定

・下記に定める利用については、免除願の提出により、資料利用料を免除する。

※利用しようとする目的が、免除対象にあたるかどうか確認したい場合は、事前に担当窓口（事業課学芸担当042-375-1414）にお問い合わせください。

- ①学術刊行物、教科書（参考書は除く）に掲載するとき。
- ②学会や研究会、講演会などでの簡易印刷（コピー）による配布、プロジェクター掲示を行うとき。
- ③博物館などが主催する展示会や事業に用いるとき。
- ④当財団及び事業を紹介する記事などに用いるとき。
- ⑤営利を目的としない団体（官公庁・地方自治体・公立学校・NPO・その他市民団体など）が実施する催しに利用するとき。※主催者からの申請に限る
- ⑥当該資料の寄贈者・寄託者の方が利用するとき。
- ⑦その他、当財団が特に必要と認めた場合。

## 10.成果物の提出

・出版・印刷利用の場合、成果物を2部提出すること。

（送付先：〒206-0033 東京都多摩市落合2-35公益財団法人多摩市文化振興財団事業課学芸担当）

## 11.許可の取り消し

・次に該当することが認められた場合は、当財団の判断により、利用許可を取り消すことがあります。

- ①虚偽の申請により許可を受けたとき。
- ②利用条件を遵守しなかったとき。
- ③法令違反など利用にふさわしくない行為が認められたとき。

以上の規則は平成25年4月20日以降に開始された手続きについて適用されるものとする。

**【問い合わせ先】**

公益財団法人多摩市文化振興財団（パルテノン多摩）事業課学芸担当

〒206-0033 東京都多摩市落合2-35

TEL : 042-375-1414 / FAX : 042-376-9191